

Ⅲ 指定の変更・廃止等について

4 廃止・休止等の届出

事業所が廃止・休止・再開する場合は届出が必要です。届出の提出期限は以下のとおりです。

廃止・休止しようとするとき	→	廃止・休止の1か月前まで
再開したとき	→	再開の日から10日以内

また、廃止・休止届には、現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名、希望サービス、異動先事業所等を記載したリスト（任意様式）を添付してください。

なお、休止期間は原則6か月以内です。6か月以内に再開が見込まれない場合（再開に向けた対応策がとられていないなど）は、廃止を検討の上、廃止届を提出してください。（再度、指定を受けることは可能です。）

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。